

岡田事務所通信

令和3年6月号(第190号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西21条南2丁目21番13号
TEL: 0155-33-5535 FAX: 0155-33-5604
E-mail: support@office-okada.jp
URL: <http://www.office-okada.jp/>

雇用調整助成金 特例措置を7月も継続へ 厚労省方針

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置を7月末まで延長する方針としました。6月末が期限で、当初は7月からの引き下げを検討していましたが、政府が緊急事態宣言の延長を検討していることを踏まえ、手厚い支援を維持します。

特例は4月までは1人当たりの上限額を1日1万5千円、助成率を最大10分の10としており、5月と6月は上限額を同1万3500円、助成率は、中小企業で同10分の9に縮小しました。ただ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で時短営業に応じる企業や、売り上げが一定以上落ちこんだ企業などは縮小の対象外としています。(資料を別紙添付します)

コロナ禍で給与8年ぶり減 20年度 下押し長期化も

厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査(従業員5人以上の事業所)の2020年度まとめによりますと、1人当たりの月額所定外給与は前年度比13.3%減の1万7028円で、比較可能な13年度以降で過去最大の減少幅となりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令が相次ぎ、飲食業を中心に休業や営業時間の短縮が余儀なくされたことが影響しました。

基本給や残業代を合わせた現金給与総額は1.5%減の31万8081円となり、勤務形態別に給与総額を見ると一般労働者は1.9%減の41万6570円で、パートタイム労働者は0.9%減の9万9083円となりました。

男性の育児休業に嫌がらせ 4人に1人が被害経験 厚労省調査

過去5年間に勤務先で育児に関する制度を利用しようとした男性の26.2%が、育児休業などを理由にした嫌がらせ「パタニティーハラスメント(パタハラ)」被害の経験があると回答していたことが厚生労働省の調査で分かりました。上司による妨害行為が多くみられ、経験者の42.7%が育休の利用を諦めた経験がありました。調査によりますと、過去5年間で1度でもパタハラを受けたのは26.2%。企業規模によって差があり、従業員千人以上だと21.7%だったのに対し、99人以下は31.1%と約10ポイントの開きがありました。複数回答で誰からハラスメントを受けたかを尋ねたところ、役員以外の上司が66.4%で最多となり、役員34.4%、同僚23.7%、部下13.0%と続きました。

新型コロナ関連の解雇が増加傾向 ハローワーク帯広

帯広公共職業安定所がまとめた新型コロナウイルスの影響による解雇者数(予定者含む)は、4月下旬現在で前月から41人増え、昨年2月以降の合計は234人となり、今年に入って増加傾向が続いています。

解雇者数は、企業からの雇用保険の手続きや相談などを通じて職安が把握した人数で、この1カ月で食品製造業やクリーニング業などで複数の解雇(予定)が生じています。ハローワーク帯広では「雇用調整助成金を活用し、休業手当を支払っている事業所でも、コロナ禍の長期化が響いている」とみています。



- 青い池（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【育児休業制度】

育児休業制度とは、原則として1歳（最長2歳まで延長可能）に満たない子どもを養育する労働者が、会社に申し出ることによって、養育する期間を休業できる制度です。期間を定めて雇用される労働者についても① 1年以上引き続き雇用されている、② 子が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約の期間が満了することが明らかでないという条件を満たすことで取得可能です。ただし、労使協定により対象外となる労働者及び日々雇用される労働者は育児休業を取得できません。育児休業期間については要件を満たすことにより雇用保険からの育児休業給付を受けることができます。

事務所より

5月26日、日本では約3年ぶりに皆既月食を見ることが出来、またスーパームーンと呼ばれる大きな満月での皆既月食を見ることが出来るのは24年ぶりということでした。この日は日本全国でこの話題が取り上げられ、本州の方では雲の関係で見られない地域もあったということですが、十勝では夜も好天に恵まれ、満月が欠けていく様子から地球に隠れる姿をはっきりと見ることが出来ました。満月が隠れている間はその様子がぼんやり赤黒く見え、まさに神秘的な天体ショーでした。新型コロナウイルスの話題や対応で心身ともに疲弊することも多い昨今ですが、このわずかな時間の天体ショーで、少し心が癒やされたように感じました。

先日、厚生労働省から「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書が公表され、「過去3年間にパワハラを受けた経験」がある労働者が31.4%となり、セクハラ10.2%、顧客等からの著しい迷惑行為15.0%と比べ、かなり多くなっていることが分かりました。一方で、企業がハラスメントの取組を進める上での課題としては、「ハラスメントかどうかの判断が難しい」(65.5%)の割合が最も高く、次いで「発生状況を把握することが困難」(31.8%)が高いという結果になっており、ハラスメントに対し企業の対応が難しいという面も浮き彫りになっています。企業としては事案が発生した場合（相談窓口に相談があった場合）には放置せず、プライバシーに配慮した上で事実関係を調査し、その上で当事者に対する対応を考えていくということが重要になります。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6月1日から労働保険料の概算確定保険料申告の受付が開始されています。弊社の方で労働保険料についての計算を行い、電子申請により労働局に手続を行います。手続完了後に申告書控書類及び納付書をお届けさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。（事務組合及び一人親方加入の事業主様につきましてはすでに手続が完了しています）

